

地方公営企業会計制度等研究会（第4回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成21年9月15日（火）13:30～15:30
- 場 所： 総務省地下2階 会議室1
- 出席者： 鈴木座長、泉澤委員、小西委員、田辺委員、小山委員代理、
布施委員、森委員、森田委員、山下委員、
細田大臣官房審議官、佐々木公営企業課長、
井上公営企業経営企画室長、平川地域企業経営企画室長 他

2 議題

- (1) 財務適用範囲の拡大について
- (2) 会計変更に伴う経過措置等について
- (3) 健全化法における指標との関係について
- (4) 予算書等のあり方について
- (5) 条例準則改正の考え方について
- (6) 地方公営企業会計制度等研究会論点整理（中間とりまとめ素案）について
- (7) 地方公営企業会計制度等の見直しに係る調査について

3 配布資料

- (資料1) これまでの議論に係る論点
- (資料2) 公営企業概念図
- (資料3) 【参考】法非適用企業の現状について
- (資料4) 総合償却制度について
- (資料5) 健全化法における資金不足比率について
- (資料6) 地方公営企業の設置等に関する条例の準則について
- (資料7) 地方公営企業会計制度等の見直しに係る調査について（案）

4 出席者からの主な意見

(1) 財務適用範囲の拡大について

- ・ 財務適用を地方財政法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業にまで拡大することについては、基本的に賛成であるが、全部適用範囲の拡大については、更に十分な検討が必要である。
- ・ 財務適用を行う場合に、最初に資産を全部拾い上げて、資産台帳を整備しなければならない。これらの事務量を勘案し検討を進めるべきである。
- ・ 法適用範囲の拡大により、例えば上水道と下水道の統合化などにより、より効率的・効果的な公営企業経営が促進されるメリットもあるのではないか。

(2) 会計変更に伴う経過措置等について

- ・ 会計制度の移行に当たって資産評価に係る事務負担の軽減を検討する必要がある。ただし、正確に計算した場合と簡便法で計算した場合とで結果が大きく違うのであれば簡便法は採用してはいけない。

(3) 健全化法における指標との関係について

- ・ 公営企業会計としての考え方の筋を通したうえで、健全化法との関係を考えるべきである。
- ・ 翌年度に借換えを予定している企業債の取扱いについて検討する必要がある。

(4) 予算書等のあり方について

- ・ 予算書については、資本的収支の補てん財源としての「資金」の概念とキャッシュ・フロー計算書における「資金」の概念との整理が必要ではないか。

(5) 条例準則改正の考え方について

- ・ より計画性・透明性の高い企業経営を推進する観点から、経営の基本に関する事項（経営の基本方針）として、一般会計等との経費負担の原則や資本の維持造成に関する事項について条例に規定を設けるとともに会計情報に反映させることが望ましい。

(6) 地方公営企業会計制度等研究会論点整理（中間とりまとめ素案）について

- ・ 退職給付引当金を計算するため、一般会計等との退職金の負担区分に関するルールを検討する必要がある。

(7) 地方公営企業会計制度等の見直しに係る調査について

- ・ 地方公共団体が今回の会計制度等見直しの趣旨がわかるように周知していただきたい。
- ・ 調査項目については、外部監査等の指摘事項についても調査を行うと何らかの参考になるのではないか。